

認定資格と更新資格

専門薬剤師認定制度 対策委員会

◆日本腎臓病薬物療法学会が認定する薬剤師

- ①腎臓病薬物療法 単位履修修了薬剤師 （以下：単位履修修了薬剤師）
腎臓病薬物療法に関する自己研鑽を積んだ者
- ②腎臓病薬物療法 認定薬剤師 （以下：認定薬剤師）
腎臓病における薬物療法に関する十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践する者
- ③腎臓病薬物療法 専門薬剤師 （以下：専門薬剤師）
腎臓病薬物療法に関する十分な知識と技術を持ち、質の高い腎臓病薬物療法を提供するために実務・教育・研究に従事する者



◆認定資格

下記の条件をすべて満たしており、専門薬剤師認定制度 認定委員会が審査の上、理事会で承認を得たものを認定する。

①単位履修修了薬剤師

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 薬剤師歴5年以上、申請時において3年以上本学会会員であること。薬剤師歴は医療機関での常勤並み勤務の通算とする。また、直近2年間は常勤並みの継続勤務を必要とする。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、申請時の直近2年間で8単位以上あること。

②認定薬剤師

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 薬剤師歴5年以上、申請時において3年以上本学会会員であること。薬剤師歴は医療機関での常勤並み勤務の通算とする。また、直近2年間は常勤並みの継続勤務を必要とする。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、受験年の直近3年間で12単位以上あること。

- (4) 日本腎臓病薬物療法学会（日本腎と薬剤研究会も含む）、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病薬物療法に関する学会発表が、申請年の直近 10 年間で 3 回以上（うち、少なくとも 1 回は筆頭発表者）あること。
- (5) 申請時に、直近 5 年間の 30 自験例を提出できること。
- (6) 認定試験（筆記試験）に合格した者

③専門薬剤師

- (1) 腎臓病薬物療法 認定薬剤師として、腎臓病および透析患者の薬物療法などに関連する医療に 3 年以上携わっていること。
- (2) 申請時において、本学会の会員であること。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会（日本腎と薬剤研究会も含む）、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、5 回以上（うち、少なくとも 2 回は筆頭発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に腎臓病および透析療法に関する学術論文を投稿が 3 編以上（うち、少なくとも 1 編は筆頭著者）の全てを満たしていること。

◆更新資格

下記の条件をすべて満たしており、専門薬剤師認定制度 認定委員会が審査の上、理事会で承認を得たものを更新とする。また更新は①単位履修修了薬剤師、②認定薬剤師、③専門薬剤師のそれぞれについて、個別に更新していくものとする。

①単位履修修了薬剤師

更新は 5 年毎

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、5 年間で 20 単位以上あること。ただし、毎年 1 単位以上履修すること。

②認定薬剤師

更新は 5 年毎

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること
- (3) 認定薬剤師として腎臓病薬物療法に貢献した活動履歴を提出すること。
- (4) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、更新年の直近 5 年間で 20 単位以上あること。ただし、20 単位のうち、本学会主催の学術集会への参加に係る単位の合計として 6 単位以上必要であり、かつ毎年 1 単位以上履修すること。
- (5) 本会が指定する指定講演を 2 回以上受講していること。
- (6) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、更新年の直近 5 年間で 1 回以上（筆頭発表者）あること。
- (7) 直近 5 年間の 30 自験例を提出すること。

③専門薬剤師

更新は5年毎

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること
- (3) 専門薬剤師として腎臓病薬物療法に貢献した活動履歴を提出すること。
- (4) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、更新年の直近5年間で20単位以上あること。ただし、20単位のうち、本学会主催の学術集会への参加に係る単位の合計として6単位以上必要であり、かつ毎年1単位以上履修すること。
- (6) 本会が指定する指定講演を2回以上受講していること。
- (7) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、更新年の直近5年間で2回以上（筆頭発表者でなくても可）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に腎臓病および透析療法に関する学術論文を投稿が更新年の直近5年間で1編以上（共著可）の全てを満たしていること。

以 上

2013. 10. 4 理事会承認

2013. 10. 5 評議員会承認

2013. 10. 6 総会承認

2014. 10 改訂

2019. 2. 21 改訂

2020. 1. 24 改訂

2022. 12. 26 改訂